

裁 決 書

審査請求人 X

処分庁 尼崎市長

処分庁尼崎市長（以下「処分庁」という。）による令和6年6月27日付け公文書部分開示決定処分（尼マナ第141号。以下「本件処分」という。）に対し、審査請求人が令和6年9月27日付けで提起した審査請求（令和6年度審査請求第24号。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事 案 の 概 要

1 審査請求人による請求

審査請求人は、令和6年6月12日、尼崎市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条及び第6条第1項の規定に基づき、処分庁に対し、同日付けの公文書開示請求書を提出して、尼崎市危機管理安全局危機管理安全部マナー向上推進担当が保有する文書のうち、たばこ対策推進条例の一部改正に係る以下の文書（以下「本件開示請求文書」という。）の開示の請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

- ① 令和6年3月21日、同月22日及び同月24日に開催したタウンミーティングの実施報告に係る文書（意見交換会の内容がわかる文書、参加者アンケート等を対象とし、パワーポイント資料を除く。）
- ② 令和6年4月2日が提出期限の市民意向調査に対して提出された意見そのもの全て

2 処分庁による開示請求文書の特定

処分庁は、本件開示請求文書として、以下の文書（以下「本件対象文書」という。）を特定した。

- ① タウンミーティング実施報告書（第1回（令和6年3月21日）分、第2回（同月22日）分及び第3回（同月24日）分）

- ② タウンミーティング参加者アンケート（第1回分及び第3回分）
- ③ タウンミーティング参加者名簿（第1回分及び第3回分）
- ④ 標題が「市民意向調査等で出された主な意見への対応」である文書

3 処分庁による部分開示決定及び同決定の通知

処分庁は、令和6年6月27日、条例第11条第1項の規定に基づき、本件対象文書に記載されている情報のうち条例第7条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）が記載されている部分を除いた部分を開示する旨の本件処分を行い、その旨を審査請求人に対し公文書部分開示決定通知書により通知した。

4 審査請求人による審査請求

審査請求人は、令和6年9月27日、公文書の特定に誤りがあるとして、本件処分の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

5 処分庁による追加の特定

処分庁が調査したところ、本件開示請求文書として特定すべき文書のうち標題が「『尼崎市たばこ対策推進条例』の一部改正についての市民意識調査」である文書（以下「追加対象文書」という。）について、上記2において特定することができていなかったことが判明した。

そのため、処分庁は、本件開示請求文書として追加対象文書を追加で特定した。

6 処分庁による変更処分及び同決定の通知

処分庁は、令和7年1月10日、条例第11条第1項の規定に基づき、追加対象文書に記載されている情報のうち不開示情報が記載されている部分を除いた部分を開示する旨の処分（以下「変更処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に対し公文書部分開示変更決定通知書により通知した。

7 処分庁による変更処分の取消決定及び同決定の通知

上記5の公文書部分開示変更決定通知書に記載した部分開示決定の内容とこれに基づくものとして実際に処分庁が審査請求人に対して部分開示を行った文書との間に齟齬があった。

処分庁としては本件開示請求に対して追加的に追加対象文書のみを対象として部分開示決定を行う趣旨で、当該公文書部分開示変更決定通知書に追加対象文書を対象として部分開示を行う旨を記載していた。しかし、実際には、処分庁は、審査請求人に対して、変更処分に基づくものとして追加対象文書のほか本件処分にに基づき部分開示済みである本件対象文書についても部分開示を行った。

そのため、処分庁は、令和7年5月13日、変更処分を取り消す旨の処分を行い、その旨を審査請求人に対し公文書開示等決定取消通知書（同日付け尼マナ第50号）により通知した。

8 処分庁による本件処分の取消処分及び同決定の通知

処分庁は、令和7年5月13日、本件処分を取り消す旨の処分を行い、その旨を審査請求人に対し公文書開示等決定取消通知書（同日付け尼マナ第50号-2）により通知した。

9 処分庁による新たな処分及び同決定の通知

処分庁は、令和7年5月13日、条例第11号第1項の規定に基づき、本件対象文

書及び追加対象文書に記載されている情報のうち不開示情報が記載されている部分を除いた部分を開示する旨の処分（以下「新たな処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に対し公文書部分開示決定通知書（同日付け尼マナ第50号-3）により通知した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件開示請求の対象は「令和6年4月2日が提出期限の市民意向調査に対して提出された意見そのもの全て」であるところ、本件対象文書として開示された標題が「市民意向調査等が出された主な意見への対応」である文書には、寄せられた意見の概要が記載されているのみであり、「意見そのもの全て」ではない。開示請求文書の特定に誤りがある。

2 処分庁の主張

行政不服審査法に基づき処分の取消しを求める審査請求は、処分の取消しを求める者がその処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有している必要がある。

しかし、審査請求人は、次に述べる理由により、本件処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有していない。

本件処分においては、本件開示請求文書として追加対象文書を特定することができていなかった。そのため、処分庁は、審査請求人に対し、特定から漏れていた追加対象文書について、部分開示をしようとしたが、事案の概要の7に記載のとおり、公文書部分開示変更決定通知書に記載した部分開示決定の内容とこれに基づくものとして実際に審査請求人に対して部分開示を行った文書との間に齟齬を生じさせてしまった。そこで、処分庁は、齟齬により審査請求人を混乱させたと考え、本件処分及び変更処分を一旦取り消した上で、条例第11条第1項の規定に基づき、改めて新たな処分を行った。

その結果、本件処分の効力が消滅したことから、本件審査請求において、審査請求人は本件処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有していない。

理 由

1 審査請求の利益の有無について

本件処分は、令和7年5月13日、処分庁により取り消されており、その効力は消滅している。

それゆえ、現時点においては本件処分を取り消す実益がなく、審査請求の利益がない。

2 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、主文のとおり裁決する。

以 上

令和 8 年 1 月 2 6 日

審 査 庁 尼 崎 市 長 松 本 眞